

空き家の片付けを補助します！

事業の名称 空き家バンク登録物件片付け事業費補助金

事業の趣旨

空き家を有効活用し、本市への定住促進及び地域の活性化を目的に補助金を交付します。

補助対象者

空き家バンクに登録されている空き家（以下「登録物件」という。）を所有する方

※ 所有する方とは、登録物件の全部事項証明書又は固定資産課税台帳に記載のある方です。

補助の対象となる要件

補助金の申請には、次に掲げる事項のいずれにも該当する必要があります。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 登録物件を利用しやすい環境に整えるため、下記の①、②いずれか事業を行うもの。 |
| <input type="checkbox"/> ① 住宅家財の処分、清掃を行う事業 |
| <input type="checkbox"/> ② 庭木の剪定、伐採、処分等を行う事業 |
| <input type="checkbox"/> 県内事業者と契約を締結し実施する事業であること。 |
| <input type="checkbox"/> 事業着手の2週間前までに申請する事業であること。 |
| <input type="checkbox"/> 令和9年3月末までに事業を完了し、実績報告書を提出できるもの。 |
| <input type="checkbox"/> 登録物件に係る固定資産税を滞納していないこと。 |
| <input type="checkbox"/> 同様の補助金の交付を受けていないこと。 |

補助金の額

下記の①、②の事業ごとに最大10万円を交付します。

① 住宅家財の処分、清掃を行う事業・・・事業に要する経費の額（上限10万円）

② 庭木の伐採等を行う事業・・・事業に要する経費の3分の1の額（上限10万円）

※ 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

受付の期間

令和8年4月20日（月）から予算額に達するまで

問合せ先

天童市 建設部 都市計画課 都市再生係

電話 023-654-1111（内線424・425）

補助金の申請に必要な書類

補助金の申請には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備考
<input type="checkbox"/> 交付申請書	規則様式第1号（第5条関係）
<input type="checkbox"/> 事業計画書	様式第1号（第6条関係）
<input type="checkbox"/> 空き家バンク登録完了書の写し	
<input type="checkbox"/> 見積書等の写し	補助対象経費の額を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 事業に係る現況写真	事業前の写真
<input type="checkbox"/> 納税証明書	登録物件に係る固定資産税の完納を示す直近のもので、納期未到来の表記のないもの
<input type="checkbox"/> 委任状	申請者との関係を確認できるもの（委任する場合のみ）
<input type="checkbox"/> その他	補助金の審査に必要な書類

事業後に提出が必要な書類

片付け等が完了した後に、下記の書類が必要となります。

書類の提出期限は、事業完了後30日又は令和9年3月31日のいずれか早い日となります。

書類の種類	備考
<input type="checkbox"/> 実績報告書	規則様式第3号（第8条関係）
<input type="checkbox"/> 契約書の写し	補助事業に係る契約を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 請求書及び領収書の写し	補助対象経費の支払を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 事業状況写真	事業前及び事業後の状況を確認できるもの

補助金の請求に必要な書類

補助金の請求には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備考
<input type="checkbox"/> 補助金請求書	規則様式第4号（第23条関係）
<input type="checkbox"/> 通帳等の写し	カタカナで名前が記載してあるページの写し
<input type="checkbox"/> その他	補助金の支払いに必要な書類

手続きの流れ

空き家バンクの登録

空き家バンク登録の手続き関係書類を市に提出



空き家バンクの登録完了

空き家バンク登録完了書を交付



補助金の交付申請

補助金の申請に必要な書類

を市に提出

(事業開始の14日前までに提出)



申請内容の審査 (市)

提出書類、事業計画内容の審査



補助金の交付決定 (市)

審査後約14日後に郵送にて通知



空き家の片付け等の実施

「補助金交付決定通知」を受けた後に実施



実績報告

事業後に提出が必要な書類

を市に提出



実施内容の審査 (市)

提出書類、事業実施内容、事業額の審査



補助金の額の決定 (市)

審査後約14日後に郵送にて通知



補助金の請求

補助金の請求に必要な書類

を市に提出



補助金の支払い (市)

請求書類確認後約30日以内に入金